

2026年7月

令和8年熊本地震に伴う被害を受けられました皆様へ

株式会社ホープ少額短期保険

令和8年熊本地震に伴う災害にかかる被害を受けられました皆さまに心からお見舞い申し上げます。

弊社では、下記の窓口におきまして、ご契約者の皆様からのお問い合わせ、被害のご連絡・ご相談を承っておりますのでご案内申し上げます。

【災害救助法適用時の特別措置のご案内】

弊社では、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者の皆さまを対象に、「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、災害救助法が適用された日から一定期間猶予させていただきます。

特別措置の適用をご希望のご契約者さまは、当社担当窓口または当社代理店までお申し出ください。

事故受付専用ダイヤル：0120-565-040（24時間365日対応）

当社担当窓口：0120-800-192

受付時間：9：00～17：00（土・日・祝日、弊社休業日を除く）

災害救助法適用地域	法適用日
【熊本県】 熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、 宇土市、上天草市、宇城市、天草市、 合志市、下益城郡美里町、菊池郡大津町、 菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村、上益城郡御船町、 上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、 八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡、津奈木町	2026年7月28日

以上